

尾道市立市民病院経営改善支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

現在、物価や人件費の急激な高騰による経費増大、患者数の減少により、当院の経営は非常に厳しい状況にある。当院の経営改善を推進するため、患者レセプト分析及びそれに基づく業務改善支援並びにその他の経営改善支援業務を民間事業者へ委託することにより、医業収益の増加を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

尾道市立市民病院経営改善支援業務委託

(2) 業務内容

尾道市立市民病院経営改善支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

22,760,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加者資格

本公募型プロポーザル参加者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 一般病床が200床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の、経営改善に係る経営分析・計画策定・推進業務を元請として受託した契約実績が令和3年度以降3件以上あること。
- (2) ※「伴走型」等現場介入による経営改善支援業務における受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号又は第3号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 対象業務に対応する種目について、「令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること、又は登録予定の者であること。
- (7) 尾道市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (8) 租税等に滞納がないこと。
- (9) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

※「伴走型」の実行支援とは、病院職員と一体となって課題分析・改善策の具体化・職員間の合意形成・進捗管理までを継続的に支援する手法。外部の専門知識を提供するだけでなく、現場と協働し実行可能な改善を進め、病院内にノウハウを蓄積することを目的とする。

5 選定日程

内容	期日等
公募開始・質問受付開始	令和7年12月18日（木）
質問書の提出期限	令和7年12月25日（木）15時まで
質問書への回答期限	令和8年 1月 8日（木）
参加表明書提出期限	令和8年 1月 15日（木）
参加表明書の審査結果通知	令和8年 1月 19日（月）まで
提案書類提出期限	令和8年 1月 26日（月）
プレゼンテーションの実施	令和8年 2月 4日（水）予定
選定結果の通知	令和8年 2月中旬予定
業務委託契約	令和8年 2月中旬予定

6 参加表明書等の提出

- (1) 本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加表明書等を提出すること
- ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 会社概要書（様式第2号）
 - ③ 業務実績書（様式第3号、実績を示す契約書の写しを添付すること。）
 - ④ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - ⑤ 財務諸表（貸借対照表および損益計算書）※直近決算時のもの
 - ⑥ 納税証明書（写し可。参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税および地方税の滞納がないことを示すものに限る。なお、都道府県税及び市町村税については、当該業務を主に担当する事業所が属する地方公共団体のものを提出すること。）
 - ⑦ 業務実施体制書（様式第4号）
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出方法
「13 事務局」へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによることとし、提出期限必着とする。
- (4) 提出期限
令和8年1月15日（木）
(持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで)
- (5) 参加者の決定
本業務に係る企画提案への参加者は、提出書類に基づき審査の上決定する。
なお、参加の認否は、令和8年1月19日（月）までに電子メールで通知する。

7 質問の受付及び回答

- (1) 本件に関する質疑については、質問受付期間中に電子メール（様式任意）により提出する。
- (2) 受付期間は、令和7年12月25日（木）15時までとし、会社名、担当者名、メールアドレス及び電話番号を併記し、メール送信後、質問を送付した旨、電話連絡を行うこと。
質問提出・連絡先は「13 事務局」のとおり。

(3) 受け付けた質問に対しては、令和8年1月8日（木）までに尾道市立市民病院ホームページへの掲載をもって回答とする。

8 企画提案書類の提出

企画提案への参加決定の通知を受けた事業者は、次のとおり書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書等提出届（様式第5号）

② 企画提案書（様式任意）

ア 企画提案書のページは30ページ以内（表紙・目次は除く）とする。

イ 原則としてA4判の用紙で、縦置き左綴じの冊子とし、各ページ下部に通し番号を印字すること。

ウ 本業務以外に独自の経営改善支援策があれば、その内容を記載すること。

③ 参考見積書（様式第6号）※積算内訳（任意様式）を添付すること

(2) 提出部数

正本1部（①企画提案書等提出届（様式第5号）及び③参考見積書（様式第6号）は代表者印押印のもの）、副本7部（正本の写し）

(3) 提出方法

「13 事務局」へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによることとし、提出期限必着とする。

(4) 提出期限

令和8年1月26日（月）

（持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日及び和7年12月29日～令和8年1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）

(5) 患者レセプトデータ

患者レセプトデータが必要な場合は、ファイル名、期間、データの受け渡し方法を電子メールにて送信すること。ただし、データの受け渡し前に当院と秘密保持契約書を締結しなければならない。

患者レセプトデータの受け渡しは、令和7年12月18日（木）から令和8年1月23日（金）までに完了させ、受け渡し時のセキュリティ管理を徹底すること。

受け渡す患者レセプトデータは、レセプトファイル、DPC（D・E・F・Hファイル）とし、期間は、1年分を上限とする。

なお、レセプトデータ受け渡しに際し、メール送信後に受信確認のため「13 事務局」へ電話連絡を行うこと。

9 優先交渉権者の選定

提案者のプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、尾道市立市民病院経営改善支援業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を優先交渉権者として選定する。

(1) プrezentation及びヒアリング

ア 実施予定日時・場所

令和8年2月4日（水）（予定） 尾道市立市民病院 新館4階 大会議室

※詳細については、別途通知する。

イ 出席者等

4名以内（説明者は原則として本業務に主に携わる者とする）

ウ 実施時間

プレゼンテーションを25分程度とし、その後ヒアリングを15分程度設ける。

エ その他

①プレゼンテーションは、非公開とする。

②提案内容は、提案書に基づくものとするが、提案書概要版およびプロジェクターによる説明は認める。

③プレゼンテーションは、パソコンを使用して行うことができる。プロジェクター、スクリーンは当院で準備するが、パソコン等は提案者側で準備すること。

(2) 評価

委員会では、「評価選定基準表」により評価するものとする。

(3) 最高点が同点の場合は、「評価選定基準表」の「5 適合性」「6 実現性」「8 経済性」の合計点数の高い者を優先交渉権者とする。さらに「5 適合性」「6 実現性」「8 経済性」の合計点数が同点の場合は、委員全員の多数決をもって決定し、同数の場合は委員長が決定する。

(4) 各委員の評価点の合計を委員数で除した平均点が60点に満たない場合は、交渉権者となり得ない。

(5) 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点の提案者を優先交渉権者とする。

(6) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し、書面により結果を通知するとともに、尾道市立市民病院のホームページにおいて公表する。

<公表事項> 優先交渉権者の名称

(7) 委員会の審査は非公開とし、評価結果に対する一切の異議申立て認めない。

10 契約の締結

優先交渉権者と業務内容について協議し、仕様書を確定させた上で、随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、この交渉が不調に終わったときは、次点に選定された者と改めて契約交渉を行うこととする。

11 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合

(2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合

(3) プrezentationに出席しなかった場合

(4) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(5) 公正を欠いた行為があったとして委員会が認めた場合

12 その他

(1) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 企画提案資料の受理後の差し替えおよび追加・削除は、原則として認めない。

(4) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、尾道市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 参加申込書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速や

かに辞退届（様式第7号）を提出すること。

13 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒722-8503

広島県尾道市新高山三丁目1170番地177

尾道市立市民病院 経営企画課企画係 担当：高橋

電話 0848-47-1155 (内線602)

FAX 0848-47-1165

Eメール byoin-kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp

◎次の評価選定基準表の「評価のポイント」欄に基づき、それぞれ次の5段階で評価し、各委員の評価点の合計を委員数で除した平均点により、順位を決定する。

評価選定基準表

評価項目	評価ポイント	配点
1 業務実績	本業務遂行に当たり、類似業務の十分な実績や経験はあるか	10
2 実施体制	確実かつ効果的な業務遂行のための管理体制・人員配置が確保されているか	10
3 実施方針	業務の特性、目的及び内容を正しく理解し、その実現に有効な方針やスケジュールが示されているか	10
4 理解度	業務の趣旨や当院の現状・課題の理解が十分であるか	10
5 適合性	当院の状況に適合した具体的で有効な提案となっているか	20
6 実現性	実行可能で現実的な提案か	20
7 発想力・独自性	新たな視点や工夫による独自の提案、より効果的に目的を達成できる提案となっているか	10
8 経済性	(提案者中最も低い価格÷当該提案者価格) × 10 ※少数未満切り捨て	10

採点基準

判断基準	採点
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
普通	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2